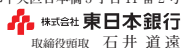


第146期中間決算公告

平成23年12月15日

東京都中央区日本橋3丁目11番2号



中間貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	117,804	預 金	1,703,718
コールローン	263	借 用 金	13,260
買入金銭債権	0	外 国 為 替	0
商品有価証券	4	社 債	10,000
有 価 証 券	347,042	そ の 他 負 債	8,818
貸 出 金	1,350,855	未払法人税等	169
外 国 為 替	715	リース債務	693
そ の 他 資 産	6,826	資産除去債務	26
有形固定資産	19,664	その他の負債	7,929
無形固定資産	716	賞与引当金	820
繰延税金資産	11,308	退職給付引当金	6,376
支払承諾見返	2,627	役員退職慰労引当金	258
貸倒引当金	△21,141	投資損失引当金	223
		睡眠預金払戻損失引当金	197
		偶発損失引当金	288
		再評価に係る繰延税金負債	3,468
		支 払 承 諾	2,627
		負債の部合計	1,750,058
		(純資産の部)	
		資 本 金	38,300
		資 本 剰 余 金	24,600
		資本準備金	24,600
		利 益 剰 余 金	20,863
		利益準備金	471
		その他利益剰余金	20,391
		繰越利益剰余金	20,391
		自 己 株 式	△1,448
		株 主 資 本 合 計	82,315
		その他有価証券評価差額金	84
		繰延ヘッジ損益	△561
		土地再評価差額金	4,789
		評価・換算差額等合計	4,312
		純資産の部合計	86,628
資産の部合計	1,836,687	負債及び純資産の部合計	1,836,687

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針]

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式及びその他の中の受益証券については中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、また、それ以外については、中間期末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

当中間期末において保有する変動利付国債のうち、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値を時価とみなせないと判断したものについては、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額を時価としております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ、「有価証券」は1,025百万円増加、「繰延税金資産」は416百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は608百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された公正な評価額は、当行から独立した第三者から入手し、当行でその適切性を検証したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法によっており、主な価格決定変数は国債の利回りであります。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～47年
その他	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
--------	--

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理
----------	---

(会計基準変更時差異の償却期間)

なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間期末要支給額を計上しております。

(5) 投資損失引当金

投資損失引当金は、子会社の債務超過額にかかる損失に備えるため、子会社に対する投資額及び貸出金を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は48百万円(税効果額控除前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性

評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

[中間貸借対照表関係]

1. 関係会社の株式総額 1,063百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,365百万円、延滞債権額は29,772百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,702百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,895百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,736百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,645百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、445百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	25百万円
有価証券	107,236百万円
その他資産	29百万円

担保資産に対応する債務

預 金	5,753百万円
借 用 金	13,260百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券41,947百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は3,606百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、47,170百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが43,879百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 10,091百万円
12. 社債は、劣後特約付社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は592百万円であります。
14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は9.70%であります。

[有価証券関係]

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）
該当するものではありません。
2. 子会社・子法人等株式（平成23年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	1,063

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種 類	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差 額(百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,147	1,828	319
	債 券	231,667	225,904	5,763
	国 債	118,271	115,721	2,550
	地 方 債	42,637	41,876	760
	社 債	70,758	68,307	2,451
	その他	2,818	2,798	19
	外国債券	2,511	2,501	10
	小 計	236,634	230,531	6,102
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	4,276	6,335	△ 2,059
	債 券	76,364	76,573	△ 209
	国 債	52,257	52,400	△ 142
	地 方 債	6,180	6,196	△ 15
	社 債	17,925	17,976	△ 51
	その他	27,475	31,167	△ 3,691
	外国債券	20,578	22,503	△ 1,925
小 計	108,117	114,076	△ 5,959	
合 計		344,751	344,608	142

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	1,179
そ の 他	47
合 計	1,227

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落し、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。当中間期において、減損処理するものではありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下の通りであります。

(1) 株式及び受益証券

中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が、取得原価に比べて30%以上下落した場合。

(2) 債券

中間期末日における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落した場合で発行会社の財務内容等に懸念が認められる場合。

[税効果会計関係]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,839百万円
株式等償却	1,591百万円
退職給付引当金	2,589百万円
減価償却費の損金算入限度超過額	132百万円
その他	<u>2,025百万円</u>
繰延税金資産小計	12,178百万円
評価性引当額	<u>△810百万円</u>
繰延税金資産合計	11,368百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	58百万円
その他	<u>1百万円</u>
繰延税金負債合計	59百万円
繰延税金資産の純額	<u>11,308百万円</u>

[1株当たり情報]

1株当たりの純資産額	490円45銭
1株当たり中間純利益金額	13円36銭

中間損益計算書

(平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	18,960
資金運用収益	16,504
(うち貸出金利息)	(14,871)
(うち有価証券利息配当金)	(1,590)
役務取引等収益	1,441
その他業務収益	450
その他経常収益	564
経 常 費 用	14,482
資金調達費用	1,447
(うち預金利息)	(1,185)
役務取引等費用	859
その他業務費用	36
営業経費	11,480
その他経常費用	658
経 常 利 益	4,478
特 別 損 失	110
税引前中間純利益	4,368
法人税、住民税及び事業税	96
法人税等調整額	1,852
法人税等合計	1,949
中 間 純 利 益	2,418

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益263百万円を含んでおります。
 3. 「その他経常費用」には、株式等売却損269百万円を含んでおります。

中間連結貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	117,804	預 金	1,701,928
コールローン及び買入手形	263	借 用 金	13,260
買入金銭債権	0	外 国 為 替	0
商品有価証券	4	社 債	10,000
有 価 証 券	345,978	そ の 他 負 債	10,500
貸 出 金	1,350,449	賞 与 引 当 金	838
外 国 為 替	715	退職給付引当金	6,402
そ の 他 資 産	8,630	役員退職慰労引当金	262
有形固定資産	19,665	投資損失引当金	8
無形固定資産	723	利息返還損失引当金	18
繰延税金資産	10,830	睡眠預金払戻損失引当金	197
支払承諾見返	2,627	偶発損失引当金	288
貸倒引当金	△21,621	再評価に係る繰延税金負債	3,468
		支 払 承 諾	2,627
		負債の部合計	1,749,803
		(純資産の部)	
		資 本 金	38,300
		資 本 剰 余 金	24,600
		利 益 剰 余 金	20,432
		自 己 株 式	△1,448
		株 主 資 本 合 計	81,884
		その他有価証券評価差額金	84
		繰延ヘッジ損益	△561
		土地再評価差額金	4,789
		その他の包括利益累計額合計	4,312
		少 数 株 主 持 分	71
		純資産の部合計	86,269
資産の部合計	1,836,072	負債及び純資産の部合計	1,836,072

[中間連結財務諸表の作成方針]

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 4社
東日本ビジネスサービス株式会社
東日本オフィスサービス株式会社
東日本保証サービス株式会社
東日本銀ジェシーピーカード株式会社
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。
 - (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
すべての連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[会計処理基準に関する事項]

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち株式及びその他の中の受益証券については中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、また、それ以外については、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～47年
その他	3年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を引き当てております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理

(会計基準変更時差異の償却期間)

なお、会計基準変更時差異（9,082百万円）については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年によ

る按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

9. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、連結される子会社の債務超過額にかかる損失に備えるため、連結される子会社に対する投資額及び貸出金を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

12. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

13. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうへ特定し評価しております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ

平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は48百万円（税効果額控除前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結される子会社及び子法人等も主に税抜方式によっております。

ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

[中間連結貸借対照表関係]

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,371百万円、延滞債権額は29,805百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,702百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,895百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,774百万円であります。
 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,645百万円であります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、445百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	25百万円
有価証券	107,236百万円
その他資産	29百万円

担保資産に対応する債務

預金	5,753百万円
借入金	13,260百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券41,947百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は3,606百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,035百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが43,747百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 10,101百万円
11. 社債は、劣後特約付社債であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は592百万円であります。
13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は9.66%であります。

[金融商品関係]

○金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	117,804	117,804	—
(2) 有価証券 その他有価証券	344,751	344,751	—
(3) 貸出金 貸倒引当金（*1）	1,350,449 △20,991		
	1,329,457	1,355,060	25,602
資 産 計	1,792,013	1,817,616	25,602
預 金	1,701,928	1,702,707	778
負 債 計	1,701,928	1,702,707	778
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	3	3	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(989)	(989)	—
デリバティブ取引計	(986)	(986)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のあ
る預け金についても、残存期間が短期間（1年以内）のものは、
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価と
しております。

(2) 有価証券

株式及び受益証券は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の
公社債店頭売買参考統計値等により評価した価格によっております。
自行保証付私募債は、貸出金と同一の方法により、当行格付に基づ
く信用リスク、担保による保全状況等を勘案し、時価を算出してお
ります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有
価証券関係)」に記載しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間末において保有する変動利付国債のうち、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値を時価とみなせないと判断したものについては、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額を時価としております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ「有価証券」は1,025百万円増加、「繰延税金資産」は416百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は608百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された公正な評価額は、当行から独立した第三者から入手し、当行でその適切性を検証したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法によっており、主な価格決定変数は国債の利回りであります。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の元利金の合計額を、当行格付に基づく信用リスク等のリスクプレミアムを算定し無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。また、住宅ローンについては、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利の定期預金については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引の金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	1,179
非上場受益証券(*2)	47
合 計	1,227

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 受益証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

[有価証券関係]

- 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）
該当するものはありません。
- その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種 類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	2,147	1,828	319
	債 券	231,667	225,904	5,763
	国 債	118,271	115,721	2,550
	地 方 債	42,637	41,876	760
	社 債	70,758	68,307	2,451
	その他	2,818	2,798	19
	外国債券	2,511	2,501	10
	小 計	236,634	230,531	6,102
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	4,276	6,335	△ 2,059
	債 券	76,364	76,573	△ 209
	国 債	52,257	52,400	△ 142
	地 方 債	6,180	6,196	△ 15
	社 債	17,925	17,976	△ 51
	その他	27,475	31,167	△ 3,691
	外国債券	20,578	22,503	△ 1,925
	小 計	108,117	114,076	△ 5,959
合 計		344,751	344,608	142

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落し、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。当中間連結会計期間において、減損処理するものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下の通りであります。

(1) 株式及び受益証券

中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が、取得原価に比べて30%以上下落した場合。

(2) 債券

中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落した場合で発行会社の財務内容等に懸念が認められる場合。

[1株当たり情報]

1株当たりの純資産額	488円01銭
1株当たり中間純利益金額	13円03銭

中間連結損益計算書 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	18,983
資金運用収益	16,523
(うち貸出金利息)	(14,890)
(うち有価証券利息配当金)	(1,590)
役務取引等収益	1,436
その他業務収益	668
その他経常収益	354
経 常 費 用	14,523
資金調達費用	1,446
(うち預金利息)	(1,185)
役務取引等費用	852
その他業務費用	36
営業経費	11,610
その他経常費用	576
経 常 利 益	4,459
特 別 損 失	110
税金等調整前中間純利益	4,349
法人税、住民税及び事業税	97
法人税等調整額	1,896
法人税等合計	1,994
少数株主損益調整前中間純利益	2,355
少数株主損失	3
中 間 純 利 益	2,358

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益25百万円を含んでおります。
 3. 「その他経常費用」には、株式等売却損269百万円を含んでおります。

[参考情報]

中間連結包括利益計算書 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
少数株主損益調整前中間純利益	2,355
その他の包括利益	△ 1,910
その他有価証券評価差額金	△ 1,817
繰延ヘッジ損益	△ 93
中間包括利益	444
親会社株主に係る中間包括利益	447
少数株主に係る中間包括利益	△ 3

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 前中間連結会計期間におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額は以下のとおりであります。
- | | |
|----------------|----------|
| その他の包括利益 | 1,421百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,666百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | △ 244百万円 |
| 中間包括利益 | 4,030百万円 |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | 4,023百万円 |
| 少数株主に係る中間包括利益 | 6百万円 |